

平成28年度第3回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成28年11月24日

村上市役所 第4会議室

平成28年度 第3回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 平成28年11月24日(木)
午前10時から
会 場 村上市役所5階 第4会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席委員数の報告

4 会議録署名委員の指名

5 議事

- (1) 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定(案)について
……資料1
- (2) 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)
……資料2
- (3) 平成29年度村上市国民健康保険事業計画(案)について ……資料3
- (4) その他

6 報告

- (1) ジェネリック医薬品の利用状況について……資料4
- (2) その他

7 その他

次回協議会の開催予定日…2月9日(木)10:00~

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成28年5月1日現在

委員の区分	委員の氏名	役職・推薦母体	備考（住所・電話）
国保条例第2条1号 被保険者代表	さとう かず ひさ 佐藤 和久	村上地域区長会（野潟区長）	
	うちやま あき よし 内山 秋善	神林地域区長会（志田平区長）	
	ふじい しんいち 藤井 伸一	山北地域区長会（府屋本町区長）	
国保条例第2条2号 保険医・保険薬剤師代表	いが よし ろう 伊賀 芳朗	いが医院 （村上市岩船郡医師会副会長）	
	まえかわ たか し 前川 隆志	前川歯科クリニック （村上市岩船郡歯科医師会理事）	
	さか い あき ひろ 坂井 明弘	南町薬局 （村上市岩船郡薬剤師会会長）	
国保条例第2条3号 公益代表	たかむら ゆき お ○高村 行雄	村上市社会福祉協議会副会長	
	さとう まこと 佐藤 忠	村上支部老人クラブ連合会会長	
	すが わら じつ お ◎菅原 実雄	村上市民生委員児童委員協議会 連合会副会長	
国保条例第2条4号被用者 保険代表	さいとう のぶ ただ 齋藤 敦匡	全国健康保険協会新潟支部業務部長	
	いがらし たけし 五十嵐 剛	国土交通省共済組合第九管区海上保安本部支部総務部厚生課共済係長	
	はせべ ぜんいち 長谷部 善一	新興プランテック・ニイガタ 健康保険組合常務理事	

（順不同・敬称略） [◎会長 ○職務代理者]

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所属	職名	氏名	備考
1	保健医療課	課長	菅原 順子	
2	税務課	課長	建部 昌文	
3	保健医療課 国保室	課長補佐	信田 和子	国保室長
4	保健医療課 健康支援室	課長補佐	佐藤 るり子	健康支援室長
5	保健医療課 国保室	係長	東 敏之	
6	税務課 保険税係	係長	瀬賀 由香	
7	保健医療課 国保室	主任	勝見 悠	

国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（案）について

【改正理由】

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の公布等に伴い、本条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

市民税で分離課税される外国に所在する法人等を通じて得た利子又は配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の規定の整備を行うもの。

【施行期日】

平成 29 年 1 月 1 日

「別 記」

平成28年村上市条例第 号

村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険税条例（平成20年村上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第11条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第11条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第11条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第11条中「山林所得

金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の村上市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第62号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>12 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p>	<p>（追加）</p>

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(追加)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 (略)

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 (略)

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 (略)

平成28年度 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
5	療養給付費等 交付金	千円 266,857	千円 △ 46,119	千円 220,738	
	1 療養給付費等交付金	266,857	△ 46,119	220,738	変更交付通知による(退職者医療)
11	繰入金	685,586	△ 17,371	668,215	
	1 他会計繰入金	504,350	△ 17,371	486,979	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 6,330 ・保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 1,976 ・職員給与費等繰入金 △12,136 ・財政安定化支援事業繰入金 △13,541
12	繰越金	26,751	85,290	112,041	
	1 繰越金	26,751	85,290	112,041	前年度繰越金
歳入合計(歳入全体の合計)		7,866,600	21,800	7,888,400	

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1	総務費	千円 107,251	千円 △ 12,136	千円 95,115	
	1 総務管理費	100,506	△ 12,136	88,370	職員異動等による人件費調整
2	保険給付費	4,878,895	34,000	4,912,895	
	2 高額療養費	565,250	34,000	599,250	一般被保険者高額療養費
4	前期高齢者納 付金等	529	6	535	
	1 前期高齢者納 付金等	529	6	535	変更通知により不足分を追加
12	予備費	9,988	△ 70	9,918	
	1 予備費	9,988	△ 70	9,918	
歳出合計(歳出全体の合計)		7,866,600	21,800	7,888,400	

平成28年12月定例会補正予算（案）の概要

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の額	7,866,600千円
補正額	21,800千円
補正後の額	7,888,400千円

歳入では、療養給付費等交付金の変更決定による減額。保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業の額の確定と人件費の調整により一般会計繰入金を減額しました。また、財源補てんとして前年度繰越金を追加計上しました。

歳出では、職員の異動による人件費の調整のほか、一般被保険者高額療養費の不足見込額を追加しました。

【歳入】

○5-1-1-1 療養給付費等交付金 △46,119千円

- ・退職者医療費の減少見込みにもなう変更決定によるもの。（歳出の退職者医療給付費については、突発的な医療費増に対応する予算として保留し（流用可能経費）、3月補正で減額する。）

○11-1-1-1 一般会計繰入金 △17,371千円

- ・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分） 6,330千円+1,976千円
額の確定によるもの。一般会計に国県負担金が交付された後、市負担金を付けたし、国保特会に繰り入れする。

保険税軽減分（県確定額 151,619,655 円：繰入額 202,159,540 円） 一般被保険者の保険税の軽減相当額（10/20 現在）に応じた補てん制度。

（負担割合 県：3/4 市：1/4）

保険者支援分（国県確定額 28,391,828 円：繰入額 113,567,314 円） 軽減対象の一般被保険者数に応じて一定割合を補てんする制度。（低所得者を抱える保険者を支援するもの。）

（負担割合 国：1/2 県：1/4 市：1/4）

- ・職員給与費等繰入金 △12,136千円

国保人件費の調整に伴う減額。

- ・財政安定化支援事業繰入金 △13,541千円

交付税算入額の確定による減額。交付税算入されており、県から算入額（事業費の80%相当額）情報が提供される。事業費の100%相当額（H28：64,940千円）までが法定内繰入される。

保険税軽減対象の低所得者数、高額医療費等に対する財政支援。

○12-1-2-1 その他繰越金 85,290千円

前年度繰越金	121,750,381円
計上済額	26,751,000円
今回計上	85,290,000円
未計上額	9,709,381円

【歳出】

○1-1-1- 一般管理職員人件費 $\Delta 12,136$ 千円

- ・ 職員の異動に伴う調整、減額。

時間外勤務手当 平成30年度からの国保新制度（広域化）に伴う事務量の増によるもの。

○2-2-1-19 一般被保険者高額療養費 34,000 千円

- ・ 決算見込額 567,000 千円（4月～9月実績 282,459,210 円+10月～3月見込み 284,540,790 円）に対し不足する額の追加。

○4-1-1-19 前期高齢者納付金 6 千円

- ・ 9月補正後に変更通知が来たため、不足額を追加。

（9月補正時：467,885 円、変更後：473,034 円）

○12-1-1-29 予備費 $\Delta 70$ 千円

- ・ 歳入歳出の調整

平成 29 年度 村上市国民健康保険事業計画書(案)

H28. 11. 24

1 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険事業においては、保険給付費（歳出）を管理していくことが重要であり、その意味では必要とされる保険給付費に見合う財源（歳入）を確保することが取組の基本となる。

歳入における国民健康保険税の収納状況は、表 1 のとおりである。特に、徴収率においては、収納推進員の訪問催告、口座振替勧奨、徴税吏員による納付相談、短期被保険者証、資格証明証の交付を活用して滞納者との接触機会の設定などを行っており、平成 23 年度から上昇傾向にあるが、収入の根幹である国民健康保険税の収入確保は重要であり、さらなる徴収率向上に努める。

また、国県補助金等については、引き続き歳入確保できるよう努める。

《表 1：国民健康保険税徴収率等の推移》

年度	区分	調定額（円）	徴収額（円）	徴収率		徴収率（全体）	
				率（%）	前年比（%）	率（%）	前年比（%）
25 年度	現年度課税分	1,469,346,500	1,366,938,935	93.03	0.25	77.37	0.74
	滞納繰越分	449,373,715	117,553,717	26.16	4.03		
26 年度	現年度課税分	1,380,811,300	1,294,846,887	93.77	0.74	78.47	1.10
	滞納繰越分	401,626,033	103,892,104	25.87	△0.29		
27 年度	現年度課税分	1,265,050,200	1,192,494,609	94.26	0.49	79.54	1.07
	滞納繰越分	353,290,249	94,666,573	26.80	0.93		

(村上市市税概要より)

一方、歳出における保険給付関係については、表 2 のとおりである。年間平均被保険者数は毎年減少しているが医療給付費用額の減少とはならず、被保険者 1 人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、県内においても高い水準にある。

また、医療項目別 1 人当たり費用額は、表 3 のとおりである。入院外（通院）は県平均を下回っているが、入院、歯科、調剤は県平均を上回っている。特に調剤費が大きく上回っている。特定健診・特定保健指導、レセプト点検や医療費及びジェネリック医薬品差額通知、保健事業の実施、さらには第三者行為（交通事故等）に対する求償事務により医療給付費の抑制を図っているものの厳しい状況にある。

《表 2 : 医療給付費用額と年間平均被保険者数》

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療給付費用額	6,012,235,873 円	5,862,944,710 円	5,951,288,158 円
年間平均被保険者数	17,171 人	16,363 人	15,652 人
1 人当たりの医療費	350,139 円	358,305 円	380,225 円
県平均 (1 人当たりの医療費)	331,947 円	339,895 円	—

(国民健康保険事業状況・報告書より)

※医療給付費用額：診療費、調剤費、食事療養、訪問看護、療養費（補装具、柔道整復師等）

《表 3 : 医療項目別 1 人当たり費用額》

(円)

年度	村上市 (A)					県平均 (B)				
	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤
24 年度	123,778	100,710	27,559	252,046	72,043	118,072	109,562	23,982	251,616	61,271
25 年度	130,534	102,814	27,914	261,263	77,760	119,753	111,941	24,473	256,167	64,657
26 年度	130,848	107,812	27,645	266,305	81,005	123,310	114,437	24,832	262,578	66,022

(国民健康保険団体連合会医療費分析検討表より)

年度	比較 (A - B)				
	入院	入院外	歯科	診療費計	調剤
24 年度	5,706	△8,852	3,577	430	10,772
25 年度	10,782	△9,126	3,441	5,095	13,103
26 年度	7,538	△6,625	2,813	3,727	14,983

なお、上記の歳入・歳出の現状から国民健康保険特別会計の決算状況を見ると、表 4、表 5 のとおりである。

《表 4 : 国民健康保険特別会計・決算額推移》

(円)

歳入	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)
国保税	1,484,492,652	19.5	1,398,738,991	18.7	1,287,161,182	15.8
国・県支出金	2,040,997,141	26.8	2,073,280,675	27.6	2,077,434,381	25.4
交付金	3,517,592,814	46.2	3,345,664,838	44.6	4,018,504,685	49.2
繰越金	119,267,319	1.6	208,403,291	2.8	202,898,161	2.5
基金繰入金	0	—	0	—	0	—
その他収入	449,955,219	5.9	469,333,369	6.3	583,741,985	7.1
歳入決算額	7,612,305,145	100.0	7,495,421,164	100.0	8,169,740,394	100.0

歳出	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)
保険給付費	4,973,455,190	67.1	4,852,552,346	66.5	4,968,098,671	61.7
給付金・納付金等	2,189,703,632	29.6	2,143,465,659	29.4	2,803,411,079	34.9
保健事業費	49,888,417	0.7	50,068,635	0.7	64,847,189	0.8
その他支出	190,854,615	2.6	246,436,363	3.4	211,633,074	2.6
歳出決算額	7,403,901,854	100.0	7,292,523,003	100.0	8,047,990,013	100.0

収支	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収支差引額	208,403,291円	202,898,161円	121,750,381円
実質単年度収支	89,135,972円	△5,505,130円	△81,147,780円

※実質収支＝収支差引額－前年度繰越金－財産収入＋基金積立金－基金繰入金

《表5：基金保有額の推移（各年度末）》

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
基金保有額	202,106,011円	202,153,684円	202,201,284円	202,280,893円

※平成22年度に2億円、平成23年度に1億円それぞれ繰入実績があるが、平成24年度以降は、利子相当額を毎年積み立てている。

2 国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険事業の対象者となる被保険者数は減少傾向にあり、課税所得も年々減少していることから、収納対策の強化を行っても保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状況にある。

そのような中で、1人当たりの医療費は増加傾向が続いているため、保険給付費は減少せず、高額療養費の給付も昨年度より伸びている。医療費の内訳としては、高血圧、糖尿病など生活習慣病関連の疾患が多くを占めており、医療費増加の主な要因として考えられる。また、急速な高齢化の進展や高度医療技術・薬剤の進歩等も医療費増加に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

以上のような、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な課題を抱えながらも、効果的かつ効率的に事業を推進することで、当該国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図る必要がある。

また、医療制度改革による県と市町村との共同運営が平成30年度からスタートとなる。施行に向けた準備としてシステム改修等を行うとともに、市で行うことになる資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等について、今後の動向を十分注視しながら関係機関、庁内関係課との協議・連携を図り適切な対応に努める必要がある。

3 運営の基本方針

1 (収納率向上対策の推進)

- (1) 収納担当職員の資質向上、収納推進員活用による収納体制の充実・強化を図る
- (2) 収納対策会議を設置し、効果的な収納対策を検討する
- (3) 資格証明書・短期保険証の交付による滞納者に対する資格制限と啓発活動の実施
- (4) 一斉更新及び資格証・短期証の交付時期に合わせた集中納税相談の実施と徹底
- (5) 納付環境の拡大、口座振替の促進と広報の充実 (拡充)
- (6) 適正な賦課割合を検証し、低所得者に対する負担の軽減を図る★
- (7) 円滑な納税交渉による収納の推進

2 (健全財政の確保)

- (1) 新制度における県の国保運営方針の動向や、広域化を見据えた国民健康保険事業運営を検討する★
- (2) 県との共同運営に向けて、財政運営の仕組みの変化に注視し、新制度に対応した税率改定等を検討する★
- (3) 国・県の政策や予算編成方針を踏まえた適正な予算編成を図る
- (4) 事業運営経費の低減に努め、第三者行為や資格の適及異動に係る徴収金の確保を図る

3 (保健事業の推進)

- (1) 受診しやすい体制づくりや受診勧奨により、特定健診及び特定保健指導実施率の向上を図る
- (2) 高校生以下の子どもに対し、インフルエンザ予防に効果の高い予防接種の費用助成を実施する
- (3) 被保険者の人間ドック受診者に対し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的に費用助成を実施する
- (4) 生活習慣病の発生リスクのある方への「生活習慣病予防教室」及び運動の習慣化に向け、関係機関と連携し運動意識を高める普及啓発をする (拡充)
- (5) 重症化予防の取り組みとして、生活習慣を見直す保健指導を実施し、生活習慣病の予防方法とその効果について啓発活動を実施する
- (6) データヘルス計画 (保健事業実施計画) に基づき保健事業を推進する
- (7) 第2期データヘルス計画 (保健事業実施計画) 及び第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定 (新規)

4 (医療費適正化対策の推進)

- (1) レセプト点検体制の充実・強化を図り、不適切な過重診療を抑制する
- (2) 医療費通知の実施により、自身の健康と適正受診の啓発を図る★
- (3) ジェネリック医薬品に関する情報提供による使用促進に努め、患者負担の軽減と医療費抑制を図る★
- (4) 長期入院者について、療養型病床あるいは居住系サービス施設や在宅介護サービスの利用などを支援する
- (5) 重複頻回受診者等が適切な受診状況となるよう、訪問指導を充実させる

5 (適用の適正化の推進)

- (1) 退職被保険者等の職権適用等の適正化を図る
- (2) 被保険者資格の適正化を図り、過誤調整等による医療費調整の充実を図る
- (3) 適正化月間を設定して推進を図る

6 (広報活動の推進)

- (1) 広報活動の推進を図る

★：新制度に向けた対応

項目 1 収納率向上対策の推進

実施内容	実施方法	実施体制	実施時期
<p>(1) 収納担当職員の資質向上、収納推進員活用による収納体制の充実・強化</p> <p>(2) 収納対策会議の設置</p> <p>(3) 資格証明書・短期保険証の交付による滞納者に対する資格制限と啓発活動の実施</p> <p>(4) 一斉更新及び資格証・短期証の交付時期に合わせた集中納税相談の実施</p> <p>(5) 納付環境の拡大、口座振替の促進と広報の充実(拡充)</p> <p>(6) 適正な賦課割合を検証し、低所得者に対する負担の軽減を図る★</p> <p>(7) 円滑な納税交渉による収納の推進</p>	<p>①各種研修会への参加により職員の資質向上を図り、積極的な滞納処分を行う</p> <p>②収納推進員による訪問催告・電話催告を行う</p> <p>①収納対策会議を開催し、資格担当課と連絡・調整を図る</p> <p>①資格証・短期証交付時に納税啓発リーフレットを同封</p> <p>①保険証の更新時期に合わせ一斉納税相談を実施</p> <p>①コンビニ収納を導入することにより収納率の向上を図る</p> <p>②納付書発送時に口座振替の案内文書を同封</p> <p>③資格担当課と連携し、口座振替の拡大を図る</p> <p>①保険税の賦課割合、賦課総額の検証を行い、低所得者の負担が適正か検証し、新制度に対応した税率の改正等を検討する</p> <p>①実態調査、財産調査等により状況を把握した上での納税交渉を行う</p> <p>②収納目標(一般+退職)を現年度課税分94.30%、滞納繰越分26.85%とする</p>	<p>実務課 保健医療課</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年 7月</p> <p>通年 10月～</p> <p>通年</p>

項目 2 健全財政の確保

実施内容	実施方法	実施体制	実施時期
(1) 新制度における県の国保運営方針の動向や、広域化を見据えた国民健康保険事業運営を検討する★	<p>① 新制度に対応したシステム改修等の準備に努め、県の運営方針の動向を注視しながら、広域化を見据えた村上市国民健康保険の運営や事業動向を検討する</p> <p>① 県と市町村との共同運営に向けて、財政運営の仕組みの変化に対応した、平成30年度の村上市国民健康保険事業の健全運営に向けた国保税率改定等を検討する</p> <p>① 国・県の予算編成方針に極力沿った予算を編成し、国保事業の適正な事業運営を確保する</p> <p>① 経常経費の削減を図り、事業経営の効率化を図るとともに、適正な徴収金の回収を図る</p>	保健医療課	通年
(2) 県との共同運営に向けて、財政運営の仕組みの変化に注視し、新制度に対応した税率改定等を検討する★			8月～1月
(3) 国・県の政策や予算編成方針を踏まえた適正な予算編成を図る			10月～12月
(4) 事業運営経費の低減に努め、第三者行為や資格の遡及異動に係る徴収金の確保を図る			通年

項目 3 保健事業の推進

実施内容	実施方法	実施体制	実施時期
(1) 受診しやすい体制づくりや受診勧奨により、特定健診及び特定保健指導実施率の向上を図る	<p>① 受診しやすい特定健診の体制づくりとして、集団健診・施設健診・個別健診・人間ドック（費用助成）の選択方式とし、集団健診では土・日曜日や夕方開催も行う</p> <p>② 市の国民健康保険対象者全員に、受診券（兼個人記録票）を送付することで、受診率向上を図る</p> <p>③ セット健診を実施し受診者の利便性を図る（特定健診とがん検診を同時実施）</p> <p>④ 医師会との協力体制の充実を図る</p> <p>⑤ 保険証の年次更新時に受診勧奨のチラシを同封する</p> <p>⑥ 平成29年度目標値を第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画のとおり特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の減少率25%とする</p>	<p>保健医療課</p> <p>各支所地域福祉室</p> <p>健診受託機関</p> <p>医師会</p> <p>各医療機関</p>	5月～10月
			7月

実施内容	実施方法	実施主体	実施時期
<p>(2) 高校生以下の子どもに対し、インフルエンザ予防接種の費用助成を実施する</p> <p>(3) 被保険者の人間ドック受診者に対し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を目的に費用助成を実施する</p> <p>(4) 生活習慣病の発症リスクのある方への「生活習慣病予防教室」及び運動の習慣化に向け関係機関と連携を図り、運動意識を高める普及啓発をする(拡充)</p> <p>(5) 重症化予防の取り組みとして、生活習慣を見直す保健指導を実施し、生活習慣病の予防方法とその効果について啓発活動を実施する</p> <p>(6) データヘルス計画(保健事業実施計画)に基づき保健事業を推進する</p> <p>(7) 第2期データヘルス計画(保健事業実施計画)及び第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定(新規)</p>	<p>① 高校生以下の子どもに対して、インフルエンザ予防接種の助成を行う</p> <p>② 助成は1回目の接種のみで2,000円とする</p> <p>③ 助成は償還払いとする</p> <p>① 国民健康保険の被保険者で40歳～74歳の人に対して人間ドックの助成を行う</p> <p>② 助成は年度内1回とし、1万円を限度とする</p> <p>③ 助成は受領委任払いとする</p> <p>① 特定健診の結果、血糖、脂質、血圧などが基準値を超えた人を対象に「生活習慣病予防教室」を開催し、栄養・運動等について予防知識の提供を行う</p> <p>② 特定健診の結果説明会等で、日常生活の中で無理なく自分の体力にあった運動習慣の定着化を図るため、健康運動指導士と連携し、広く運動意識を高める普及活動を行う</p> <p>① 特定健康診査の結果から、医療機関へ受診が必要な方へ保健師が家庭訪問を行い、医療機関への受診勧奨を実施する</p> <p>② 医療機関への受診が必要だが、3か月間受診確認ができていない方(異常値放置者)へ家庭訪問し、医療機関への受診勧奨を実施する</p> <p>① レセプト・健診情報等を積極的に活用し、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図る</p> <p>① 第1期データヘルス計画及び第2期健康診査・特定保健指導実施計画の実施状況の評価と、新たな特定健診データ等の分析結果を踏まえ、より効果的・効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための計画を策定する</p>	<p>保健医療課 各支所地域福祉室 各医療機関</p> <p>保健医療課 各支所地域福祉室 各医療機関</p> <p>保健医療課 各支所地域福祉室 各スポーツクラブ等</p> <p>保健医療課 各支所地域福祉室</p> <p>保健医療課 各支所地域福祉室</p> <p>保健医療課 各支所地域福祉室</p>	<p>10月～3月</p> <p>通年</p> <p>6月～2月</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p>

医療費適正化対策の推進

項目 4	実 施 内 容	実 施 方 法	実 施 体 制	実 施 時 期
(1)	レセプト点検体制の充実・強化を図り不適切な過重診療を抑制する	①医療事務経験者を雇用（臨時）し、単月及び縦覧点検を実施する ②資格照合表・事務点検参考リスト等による点検 ③国保連合会レセプト管理システムとの連携を図る ④介護保険との給付調整を行うため、介護担当課との連携を図り点検を実施	保健医療課 臨時点検員 4名 介護高齢課	毎月（100%点検）
(2)	医療費通知の実施により、自身の健康と適正受診の啓発を図る★	①受診状況が確認でき、自己負担のほか医療費全体の内容等が把握できる通知書を発送する ②広域化準備として、新潟県国民健康保険連合会の共同事業へ作成委託し、県内統一した取り組みで啓発事業強化を図る	保健医療課	年 4 回
(3)	ジェネリック医薬品に関する情報提供による使用促進に努め、患者負担の軽減と医療費抑制を図る★	①ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額をお知らせし、患者負担の軽減を図る、 ②広域化準備として、新潟県国民健康保険連合会の共同事業に作成委託し、県内統一した取り組みによる啓発事業強化を図る	保健医療課	年 3 回
(4)	長期入院者について、療養型病床あるいは居住系サービス施設や在宅介護サービスの利用などを支援する	③保険証の年次更新時にジェネリック医薬品希望のカードケースを同封し、使用促進に努める ①長期入院者リストより4か月以上入院している方を抽出し、可能なケースに対しては在宅に向けた支援を行う ②訪問相談の内容により、療養型病院や介護サービス事業の活用を支援する	保健医療課 介護高齢課 臨時看護師 2名	7 月 随時
(5)	複数回受診者等が適切な受診状況となるよう訪問指導を充実させる	①重複・頻回受診者の訪問指導（適正受診指導） ②柔道整復療養受診者の訪問指導（適正受診指導）	保健医療課 臨時看護師 2名	通年

項目 5 適用の適正化の推進			
実 施 内 容	実 施 方 法	実 施 体 制	実 施 時 期
(1) 退職被保険者等の職権適用等の適正化を図る	①年金受給者一覧表に基づき、有資格者に対し勸奨状の送付、資格に疑義のある対象者は年金情報を確認する ②未届けの者については職権により適用する	保健医療課 届出勸奨 職権適用	通年
(2) 被保険者資格の適正化を図り、過誤調整等による医療費調整の充実を図る	①異動前医療保険の資格喪失日及び異動後医療保険の資格取得日を確認し、非該当となる医療費請求の過誤調整を徹底する ①国保喪失手続が必要と思われる方に通知する	保健医療課 保健医療課	通年
(3) 適正化月間を設定し推進を図る		保健医療課	10月 (適正化月間)

項目 6 広報活動の推進			
実 施 内 容	実 施 方 法	実 施 体 制	実 施 時 期
(1) 広報活動の推進を図る	①広報活動が不十分と思われる項目について、市報等による広報活動の充実を図る	保健医療課 税務課	通年

平成27年3月 制度別・都道府県別後発医薬品割合 (厚生労働省ホームページでH27.9.3に公表)

表 後発医薬品割合(数量ベース)(都道府県別)

平成27年3月(単位:%)

割 合	全 国	医療保険適用計										公費
		被用者保険計						国民健康保険計			後期高 齢者	
		協会一 般	共済組 合	健保組 合	市町村 国保	国保組 合	後期高 齢者					
							市町村 国保	国保組 合				
総数	協会一 般	共済組 合	健保組 合	市町村 国保	国保組 合	市町村 国保	国保組 合	後期高 齢者	後期高 齢者			
	全国	58.4	58.1	60.0	60.3	59.0	59.8	59.7	59.8	58.0	55.4	62.9
	北海道	59.5	59.6	62.8	63.1	61.1	63.2	62.5	62.5	62.4	55.6	59.0
	青森	61.2	60.7	63.6	64.0	61.2	64.5	62.5	62.5	61.2	57.5	69.0
	岩手	64.6	64.6	66.4	66.3	65.1	67.4	66.7	66.7	65.1	62.1	67.8
	宮城	60.6	60.2	62.2	62.3	60.3	62.7	61.7	61.8	59.8	57.5	70.6
	秋田	56.2	56.1	58.9	59.0	57.3	59.9	59.1	59.1	58.7	53.1	60.2
	山形	65.0	64.9	65.5	65.9	64.2	65.5	67.2	67.2	66.4	63.2	69.5
	福島	55.9	55.7	58.4	58.1	57.4	59.6	58.0	58.1	55.5	52.3	62.7
	茨城	56.6	56.3	58.9	58.4	58.4	59.5	59.0	59.1	54.2	52.4	64.7
	栃木	56.6	56.5	58.7	58.8	57.1	59.0	59.2	59.3	55.0	52.3	61.5
	群馬	62.2	61.9	61.4	61.4	59.5	62.0	63.5	63.6	57.4	61.1	72.5
	埼玉	59.8	59.6	60.7	60.9	59.4	60.9	61.2	61.3	60.3	56.8	65.6
	千葉	59.3	59.1	61.2	61.4	60.3	61.2	60.8	60.9	59.6	55.7	63.6
	東京	55.0	54.2	56.1	56.6	54.7	56.1	55.5	55.5	54.8	50.8	66.2
	神奈川	58.0	57.4	59.8	60.1	58.6	59.8	59.1	59.1	58.5	53.6	66.4
	新潟	58.6	58.5	61.5	61.4	59.8	62.6	60.7	60.8	60.4	55.1	63.9
	富山	62.4	62.3	64.4	64.6	62.5	64.8	63.8	63.8	63.8	60.0	72.5
	石川	60.8	60.6	63.0	62.8	61.5	64.5	62.5	62.5	63.1	57.8	67.2
	福井	61.9	61.7	60.5	61.1	57.7	60.0	62.9	63.0	62.0	61.8	70.3
	山梨	50.5	50.3	49.9	50.4	46.3	50.5	52.3	52.4	48.1	49.3	58.8
	長野	63.4	63.3	64.2	64.5	63.4	64.1	64.8	64.8	64.0	61.7	72.5
	岐阜	57.1	57.0	59.5	59.5	58.3	60.0	58.2	58.3	57.7	54.3	60.9
	静岡	59.1	58.9	60.6	60.7	59.0	60.8	60.4	60.5	56.3	56.2	68.0
	愛知	57.8	57.7	60.3	60.2	59.1	60.8	59.7	59.8	58.2	53.7	60.3
	三重	59.4	59.4	62.0	61.6	59.6	63.5	60.2	60.1	61.5	56.6	62.2
	滋賀	56.9	56.9	59.9	59.5	58.3	61.1	57.6	57.5	58.1	53.8	57.3
	京都	55.5	55.7	57.4	57.4	56.6	57.9	57.0	56.9	57.3	53.5	52.8
	大阪	55.3	55.4	57.2	56.9	56.0	58.0	56.4	56.5	53.9	53.1	54.3
	兵庫	58.1	57.9	60.2	60.0	58.8	60.8	59.4	59.4	58.1	55.1	61.4
	奈良	59.4	59.5	62.2	62.1	61.5	62.8	61.8	61.9	59.0	55.9	58.7
	和歌山	53.7	54.0	56.6	55.7	56.1	59.5	54.7	54.7	55.2	52.0	48.3
	鳥取	60.3	60.2	60.6	61.0	58.1	61.2	61.5	61.7	54.5	59.3	61.7
	島根	62.9	62.8	62.4	62.9	60.0	62.2	64.0	64.1	60.2	62.4	67.5
	岡山	61.2	60.8	61.1	60.8	60.9	62.0	62.4	62.5	60.3	59.7	69.8
	広島	56.4	55.9	58.0	58.0	57.0	58.4	57.5	57.6	56.3	53.3	66.6
	山口	61.0	60.8	63.1	63.0	63.3	63.5	61.8	61.8	61.9	58.8	67.5
	徳島	48.8	48.4	48.3	48.5	47.1	48.3	49.9	50.1	48.6	47.6	56.2
	香川	55.5	55.2	57.6	57.2	56.9	59.3	56.3	56.3	57.7	53.0	62.4
	愛媛	56.5	56.3	57.4	57.4	58.0	56.9	57.8	57.9	56.3	54.7	61.2
	高知	53.4	52.7	54.7	55.2	52.5	55.8	55.5	55.5	54.0	50.0	61.2
	福岡	59.0	58.5	60.3	60.2	59.6	60.9	59.8	59.9	57.3	56.3	64.6
	佐賀	59.9	59.9	62.8	62.6	62.2	63.8	60.7	60.8	60.0	57.5	62.3
	長崎	59.5	58.9	61.0	61.1	59.2	62.0	60.6	60.6	61.3	56.8	69.4
	熊本	61.3	60.8	62.2	62.0	61.6	63.3	61.6	61.6	61.1	59.5	71.4
	大分	57.5	57.0	56.1	56.5	54.1	56.2	58.5	58.6	55.5	56.6	66.3
	宮崎	62.4	62.0	63.2	62.9	62.8	64.4	63.5	63.5	61.9	60.4	71.1
	鹿児島	67.5	67.1	69.0	68.7	69.0	70.7	68.2	68.2	68.5	65.5	74.5
	沖縄	71.9	71.4	74.1	74.2	73.0	74.6	71.9	72.0	67.5	68.2	76.8

注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標:〔後発医薬品の数量〕/〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。

市町村別後発医薬品割合 (厚生労働省ホームページでH28.9.13に公表)

※以下に表示される市町村は、帳票出力対象年月に保険請求のあった薬品の所在する市町村です

年度	平成27年度												平均																																															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28/1月	28/2月	28/3月																																																
県平均	59.2	59.1	59.5	58.5	59.2	59.5	60.2	60.8	61.7	62.1	63.3	64.3	60.6																																															
新潟市	59.4	59.3	59.5	58.4	59.2	59.2	60.3	61.0	62.0	62.4	63.8	64.5	60.8																																															
長岡市	57.0	57.1	57.5	56.1	56.6	56.9	57.7	58.2	58.8	59.2	60.3	61.2	58.0																																															
三条市	58.7	58.6	58.8	59.1	59.8	60.4	60.6	60.7	61.0	62.5	63.1	63.5	60.6																																															
柏崎市	62.1	62.5	62.3	60.9	61.3	61.5	62.4	62.7	63.9	64.5	65.6	66.7	63.0																																															
新潟田市	59.0	58.8	59.2	58.2	59.2	58.8	59.3	60.2	60.8	61.8	62.9	64.8	60.3																																															
小千谷市	66.4	66.9	65.9	66.3	65.3	65.7	66.0	66.5	67.1	68.1	68.6	68.9	66.8																																															
加茂市	54.3	53.9	55.6	54.4	55.9	55.8	56.5	56.9	58.7	59.3	59.6	61.1	56.8																																															
十日町市	63.2	63.4	63.9	63.3	63.3	63.4	64.0	64.8	65.3	65.6	66.7	68.9	64.7																																															
見附市	71.9	72.4	71.5	71.5	72.2	73.0	73.9	74.0	74.4	75.1	76.8	77.0	73.6																																															
村上市	42.6	42.7	43.0	42.1	43.4	43.3	44.5	45.9	46.7	46.9	47.5	48.4	44.7																																															
燕市	59.7	59.7	59.9	58.9	58.8	60.2	60.2	60.8	61.6	61.8	62.7	63.6	60.7																																															
糸魚川市	66.2	65.9	66.4	65.6	65.9	66.5	66.5	67.4	67.9	68.2	68.9	71.0	67.2																																															
妙高市	67.5	67.9	67.7	66.6	67.4	68.4	69.1	70.4	70.6	71.6	72.7	72.8	69.4																																															
五泉市	56.4	55.9	56.5	55.1	55.4	55.2	56.4	56.4	57.9	58.0	58.7	59.5	56.8																																															
上越市	63.1	63.1	64.5	63.3	63.9	64.5	64.7	65.3	66.3	66.7	67.6	69.7	65.2																																															
阿賀野市	60.0	60.4	60.2	59.7	60.6	60.3	61.4	62.0	61.6	62.1	63.6	64.4	61.4																																															
佐渡市	63.2	63.0	63.5	62.7	61.6	61.0	62.5	62.4	62.3	63.7	65.6	66.5	63.2																																															
魚沼市	65.3	65.1	66.4	65.8	66.4	66.5	66.7	67.2	68.7	68.8	69.6	70.7	67.3																																															
南魚沼市	56.3	55.8	57.8	56.7	57.9	58.1	58.5	60.1	61.1	61.3	62.4	62.6	59.1																																															
胎内市	44.9	44.4	43.4	44.6	43.7	45.1	45.9	45.7	47.2	47.2	47.6	49.3	45.7																																															
北蒲原郡聖籠町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
西蒲原郡弥彦村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
南蒲原郡田上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
東蒲原郡阿賀町	27.5	26.3	26.6	26.3	26.8	28.5	28.9	30.1	30.5	31.0	34.2	37.8	29.5																																															
三島郡出雲崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
南魚沼郡湯沢町	73.5	73.0	74.8	68.3	69.9	69.1	70.3	71.9	75.8	77.2	78.2	77.7	73.3																																															
中魚沼郡津南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
岩船郡関川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																															
平成26年度	27/3月	平均	58.6	56.7	58.7	56.7	56.9	55.3	58.1	55.5	61.3	59.5	58.8	56.2	65.7	65.0	54.0	51.9	62.0	60.8	71.3	69.8	41.9	41.1	59.5	57.8	65.7	64.4	66.8	64.1	54.1	53.7	62.7	60.2	60.9	58.1	62.5	61.5	64.1	62.3	54.1	51.3	44.2	42.8	-	-	-	-	-	-	27.0	27.2	-	-	73.5	71.0	-	-	-	-

単位：%

数量ベース

出典：厚生労働省ホームページ 調剤医薬費 (電算処理分) の動向～平成27年度版～[平成27年度 詳細資料]

平成26年度 国民健康保険事業状況 より 当日配布 資料5

総数 (0歳～74歳)	被保険者数 年度平均 (人)	療養諸費 一人当り 費用額 (円)	入院	入院外	入院外+調剤	歯科	費用額 計 (円)
県	585,398	339,895	123,310	114,437	180,459	24,832	262,578
新発田市	24,736	317,952	102,819	107,152	178,717	27,400	237,371
村上市	16,363	358,305	130,848	107,812	188,817	27,645	266,305

前期高齢者 (65～74歳) (再掲)	被保険者数 年度平均 (人)	療養諸費 一人当り 費用額 (円)	入院	入院外	入院外+調剤	歯科	費用額 計 (円)
県	237,443	460,071	160,005	157,607	253,878	33,081	350,693
新発田市	9,747	435,100	134,839	150,474	253,818	36,563	321,876
村上市	7,029	450,294	154,569	136,121	248,799	35,796	326,487

※「計」は入院、入院外、歯科の合計により算出している。

※療養諸費とは、「療養の給付等」(現物給付)と「療養費等」(現金給付)の合計である。